

りょういくてちょうせいど 療育手帳制度について

出雲市役所 福祉推進課 障がい者福祉係

問合せ TEL: 0853-21-6959

fax: 0853-21-6598

「療育手帳」とは

知的障がいのある人が福祉のサービスを利用しやすいように、島根県が交付する障がい者手帳です。

もらえる人

(療育手帳の判定基準)

- ① 知的機能の障がいがある人が18歳までにあらわれている。
- ② 決められた検査での知能指数がおおむねIQ70以下。
- ③ 社会生活への適応についての障がい確認できる。

発達期に何らかの原因により知的な遅れがおり、

- ・日常生活がかなり不自由な人。
- ・福祉的な助けを必要としている人。
- ・発達障がいなどで、知的障がいも含むと判定された人。

※発達障がいと診断されても、精神疾患のみの場合は手帳はもらえません。



どうやって作るの? (新規申請)

申請書は窓口でお渡しするので、準備の必要はありません。

必要な物	手帳用の写真(縦4cm×横3cm)1枚
提出先	出雲市役所 福祉推進課 各行政センター 市民サービス課
判定予約	出雲児童相談所(電話21-0007)へ予約
交付までの期間	判定を受けてから、約1か月後

※判定の結果、非該当になることもあります。

何に使えるの?

手帳があることで本人の特性にあった相談を受けることができます。

障がいの程度により、重度は「A」、中軽度は「B」になります。

程度によって受けられるサービスに違いがあります。

税金の控除	所得税、住民税などで控除を受けられます ※申告等が必要です
運賃の割引	電車、飛行機、バス、タクシーなど障がい者の割引運賃があります
各種料金	利用料や入場料、携帯電話料金、保育料などが安くなる場合があります
その他	障がい福祉サービスの利用 障がい者雇用を希望する人の就職

いつまで使えるの?

再判定不要	手帳が不要になるまで、ずっと使えます
次の判定時期が決められている	年齢や障がいの程度によって、障がいの状態が変わる可能性があります。判定時期が近づくと出雲市から手続きを案内するので、再判定を受けましょう。判定時期を過ぎると、各種サービス等が受けられない場合があります。